**業務に係る人的構成及び組織等の業務執行体制を記載した書面（1/2）**

**記載例**

**○○年○○月○○日**

**商号、名称又は氏名　ABCDインベストメント・マネジメント・ジャパン・リミテッド**

業務内容

（業務分掌）

部署名（業務に従事する人数、氏名）

株主総会

取締役会

取締役　○○○

取締役　○○○

取締役　○○○

営業担当部門

○○部(○名)

○○　○○(部長)

日本における代表者

　○○○○

投資運用担当部門

○○部(○名)

○○　○○(部長)

<政令で定める使用人>

○○　○○

監査役

○○　○○

コンプライアンス担当部門

○○部(○名)

○○　○○(部長)

<政令で定める使用人>

○○　○○

内部監査担当部門

○○部(〇名)

○○　○○(部長)

総務・経理担当部門

○○部(○名)

○○　○○(部長)

管理担当部門

○○部(○名)

○○　○○(部長)

・投資運用業務にかかる運用指図・取引

　の執行

・報告書作成

・運用業務に係る情報の収集、調査、

分析

・営業企画

・営業・勧誘

・業務監査

・会計監査

・帳簿書類・報告書等の作成・管理

・ディスクロージャー

・電算システム管理

・経理

・運用状況管理

・顧客管理

・顧客情報管理

・法令遵守等指導

・社内教育・研修

・リスク管理

・法人関係情報管理

・広告審査

・苦情・トラブル処理

|  |
| --- |
| （注意事項）　組織図を作成し、行う業務にかかる部署名、責任者名、役職名、人数、業務内容（業務分掌）をそれぞれ記載して下さい。　**あくまでも例示ですので、同様に記載しないこと。**自社の実態と相違するなど、虚偽記載の場合は、行政処分の対象となります。 |

・内部監査

**業務に係る人的構成及び組織等の業務執行体制を記載した書面（2/2）**

**○○年○○月○○日**

**商号、名称又は氏名　ABCDインベストメント・マネジメント・ジャパン・リミテッド**

**１．移行期間特例業務の開始時における役職員の構成（役員については、各人ごとに運用の指図又は運用を行う資産に関する知識及び経験の記載を含む）、組織図及び各組織が担当する業務の概略**

■役員の構成■

※今回申請する業務の種別に関連する経営者の経歴、能力等の経営資質の十分性について説明する。

**取締役　○○　○○○**

＜経歴＞

|  |  |
| --- | --- |
| 期　　　　　間 | 内　　　　　　　　容 |
| 自至 | 平成●年●月●日平成●年●月●日 | 社名：○○㈱（登録番号：○○財務局長(金商)第○○号）役職（業務内容）：ﾎﾟｰﾄﾌｫﾘｵ･ﾏﾈｰｼﾞｬｰ（主に国内株式の運用担当） |
| 自至 | 平成●年●月●日平成●年●月●日 | 社名：○○Limited.（登録番号：〇〇（米国証券取引委員会））役職（業務内容）：投資運用部長（主に日本株式の運用担当） |
| 自至 | 平成●年●月●日平成●年●月●日 | 社名：○○㈱（登録番号：○○財務局長(金商)第○○号）役職（業務内容）：代表取締役（代表業務並びに運用担当） |
| 自至 | 令和●年●月●日現在 | 社名：○○○○ Japan Limited役職（業務内容）：代表取締役（代表業務並びに運用担当） |

○○　○○○は、○年○月○日～○年○月○日の間、金融商品取引業者○○㈱（登録番号：○○財務局長(金商)第○○号）の代表取締役として会社経営を行うほか、国内投資運用業者２社において○年以上にわたり投資運用部長などの資産運用に係る要職及び役員としての業務に従事。

当該業務経験を通じ、同人は投資判断、運用の指図又は運用を行う資産に関する十分な知識及び経験を有するとともに、経営者としての資質も十分であるものと考える。

＜資格＞

証券外務員第一種（平成○年○月）、証券アナリスト（平成○年○月）

※今回申請する業務の種別に関連する役員の法規制、経営管理等の知識・経験及びコンプライアンス、リスク管理に関する知識・経験の十分性を説明する。

**取締役　○○　○○○**

＜経歴＞

|  |  |
| --- | --- |
| 期　　　　　間 | 内　　　　　　　　容 |
| 自至 | 平成●年●月●日平成●年●月●日 | 社名：○○㈱（登録番号：○○財務局長(金商)第○○号）役職（業務内容）：コンプライアンス部長（コンプライアンス業務の統括） |
| 自至 | 平成●年●月●日平成●年●月●日 | 社名：○○㈱（登録番号：○○財務局長(金商)第○○号）役職（業務内容）：コンプライアンス部長（コンプライアンス業務の統括） |
| 自至 | 令和●年●月●日現在 | 社名：○○○○ Japan Limited役職（業務内容）：取締役（コンプライアンス担当） |

○○　○○○は、○年○月○日～○年○月○日の間、金融商品取引業者○○㈱（登録番号：○○財務局長(金商)第○○号）の、○年○月○日～○年○月○日の間、金融商品取引業者○○㈱（登録番号：○○財務局長(金商)第○○号）のコンプライアンス部長として投資運用業務・投資助言業務にかかるコンプライアンス業務に従事するなど、○年以上にわたり第一種金融商品取引業者・投資運用業者においてコンプライアンス業務に従事。

当該業務経験を通じ、同人は国内外における法令遵守に関する諸事項を熟知し、金融商品取引法及び関係法令に関する十分な知識及び経験を有するものと考える。

＜資格＞

証券外務員第一種（平成○年○月）、証券アナリスト（平成○年○月）、内部管理統括責任者（平成○年○月、日本証券業協会）

※今回申請する業務の種別に関連する役員の法規制、経営管理等の知識・経験及びコンプライアンス、リスク管理に関する知識・経験の十分性を説明する。

**取締役　○○　○○○**

＜経歴＞

|  |  |
| --- | --- |
| 期　　　　　間 | 内　　　　　　　　容 |
| 自至 | 平成●年●月●日平成●年●月●日 | 社名：○○㈱（登録番号：○○財務局長(金商)第○○号）役職（業務内容）：営業部長（外国投資信託の販売の勧誘等） |
| 自至 | 平成●年●月●日平成●年●月●日 | 社名：○○㈱（登録番号：○○財務局長(金商)第○○号）役職（業務内容）：取締役（営業担当） |
| 自至 | 令和●年●月●日現在 | 社名：○○○○ Japan Limited役職（業務内容）：取締役（営業担当） |

○○　○○○は、○年○月○日～○年○月○日の間、金融商品取引業者○○㈱（登録番号：○○財務局長(金商)第○○号）の営業部長として、○年○月○日～○年○月○日の間、金融商品取引業者○○㈱（登録番号：○○財務局長(金商)第○○号）の営業担当取締役として外国投資信託の販売といった営業業務に従事するなど、○年以上にわたり第一種金融商品取引業者において営業業務に従事。

当該業務経験を通じ、同人は営業責任者の立場から、国内外における法令遵守に関する諸事項を熟知し、金融商品取引法及び関係法令に関する十分な知識及び経験を有するものと考える。

＜資格＞

証券外務員第一種（平成○年○月）、証券アナリスト（平成○年○月）

※今回申請する業務の種別に関連する日本における代表者の経歴、能力等の十分性について説明する。

**日本における代表者　○○　○○○**

＜経歴＞

|  |  |
| --- | --- |
| 期　　　　　間 | 内　　　　　　　　容 |
| 自至 | 平成●年●月●日平成●年●月●日 | 社名：○○㈱（登録番号：○○財務局長(金商)第○○号）役職（業務内容）：ﾎﾟｰﾄﾌｫﾘｵ･ﾏﾈｰｼﾞｬｰ（主に国内株式の運用担当） |
| 自至 | 平成●年●月●日平成●年●月●日 | 社名：○○Limited.（登録番号：〇〇（米国証券取引委員会））役職（業務内容）：投資運用部長（主に日本株式の運用担当） |
| 自至 | 平成●年●月●日平成●年●月●日 | 社名：○○㈱（登録番号：○○財務局長(金商)第○○号）役職（業務内容）：代表取締役（代表業務並びに運用担当） |
| 自至 | 令和●年●月●日現在 | 社名：○○○○ Japan Limited役職（業務内容）：代表取締役（代表業務並びに運用担当） |

○○　○○○は、○年○月○日～○年○月○日の間、金融商品取引業者○○㈱（登録番号：○○財務局長(金商)第○○号）の代表取締役として会社経営を行うほか、国内投資運用業者２社において○年以上にわたり投資運用部長などの資産運用に係る要職及び役員としての業務に従事。

当該業務経験を通じ、同人は日本における代表者としての十分な知識及び経験を有すると考える。

＜資格＞

証券外務員第一種（平成○年○月）、証券アナリスト（平成○年○月）

※今回申請する業務の種別に関連する法規制等の知識・経験の十分性を説明する。

**監査役　○○　○○○**

＜経歴＞

|  |  |
| --- | --- |
| 期　　　　　間 | 内　　　　　　　　容 |
| 自至 | 平成●年●月●日平成●年●月●日 | 社名：○○㈱（登録番号：○○財務局長(金商)第○○号）役職（業務内容）：内部監査部長 |
| 自至 | 平成●年●月●日平成●年●月●日 | 社名：○○㈱（登録番号：○○財務局長(金商)第○○号）役職（業務内容）：監査役（業務監査、会計監査） |
| 自至 | 令和●年●月●日現在 | 社名：○○○○ Japan Limited役職（業務内容）：監査役（業務監査、会計監査） |

○○　○○○は、○年○月○日～○年○月○日の間、金融商品取引業者○○㈱（登録番号：○○財務局長(金商)第○○号）において内部監査業務に、○年○月○日～○年○月○日の間、金融商品取引業者○○㈱（登録番号：○○財務局長(金商)第○○号）において監査役として業務監査、会計監査に従事するなど、○年以上にわたり投資運用業者の規制業務及び関連法令にかかる幅広い業務に従事。

当該業務経験等から、当社の監査役として金融商品取引法に関する十分な知識及び経験を有するものと考える。

＜資格＞

公認内部監査人

■組織図及び各組織が担当する業務の概略■

別紙「業務に係る人的構成及び組織等の業務執行体制を記載した書面（1/2）」参照。

**２．資産の運用に係る業務運営体制**

（イ）資産の運用に係る投資方針の決定を行う社内組織に関する事項

月に１回、◯◯投資委員会（構成員：投資運用担当部長、リスク管理担当部長、◯◯部長）を開催し、運用方針を決定。決定された運用方針に基づき◯◯部が運用計画を策定する。

（ロ）資産の運用を行う部門における運用体制

運用担当者（◯◯部）は運用計画に基づき投資判断を行い、執行担当者（◯◯部）に注文を行う。その後、執行担当者（◯◯部）が注文に基づき◯◯証券会社に発注する。なお運用担当者又は執行担当者が不在の場合には、○○（○○部）が代行する。

運用の管理方法としては、◯◯部が発注等の内容について、日々、運用ガイドラインに即した内容となっているか、◯◯を基に検証を行い確認する。

（ハ）運用を外部委託（再委託する場合を含む。）する場合には、外部委託先の選定及び外部委託先との資産の運用に関する事務連絡体制に関する事項

当社は、運用権限の外部委託を行わない。

**３．資産運用を行う者の知識及び経験**

**取締役　○○　○○○**

上記１．に記載の通り、同人は○年以上にわたり投資運用業者において役員として資産運用業務に従事しており、当社の資産運用責任者としての十分な知識及び経験を有するものと考える。

**４－１．コンプライアンス担当者のコンプライアンス業務に係る知識及び経験**

※今回申請する業務の種別に関連する法規制等の知識・経験の十分性を説明する。

**コンプライアンス担当者　○○　○○○**

＜経歴＞

|  |  |
| --- | --- |
| 期　　　　　間 | 内　　　　　　　　容 |
| 自至 | 平成●年●月●日平成●年●月●日 | 社名：○○㈱（登録番号：○○財務局長(金商)第○○号）役職（業務内容）：ｺﾝﾌﾟﾗｲｱﾝｽ･ｵﾌｨｻｰ（コンプライアンス業務） |
| 自至 | 平成●年●月●日平成●年●月●日 | 社名：○○㈱（登録番号：○○財務局長(金商)第○○号）役職（業務内容）：コンプライアンス部長（コンプライアンス業務の統括） |
| 自至 | 令和●年●月●日現在 | 社名：○○○○ Japan Limited役職（業務内容）： |

○○　○○○は、○年○月○日～○年○月○日の間、金融商品取引業者○○㈱（登録番号：○○財務局長(金商)第○○号）において、○年○月○日～○年○月○日の間、金融商品取引業者○○㈱（登録番号：○○財務局長(金商)第○○号）においてコンプライアンス業務の統括を行うなど、第一種金融商品取引業者及び投資運用業者において○年以上にわたり法令遵守状況の管理、社内規程等の作成・管理並びに規制当局への届出書・報告書の提出などの業務に従事。

当社の役職員に対する法令等遵守に関する指導・監督、法定書面・帳簿等の審査、内部管理態勢の構築・検証等のコンプライアンス業務担当者として必要となる知識及び経験を十分に有していると考える。

なお、コンプライアンス責任者が不在の場合には、○○　○○（○○部）が、コンプライアンス担当取締役のサポートを受けながら対応する予定。

＜資格＞

内部管理統括責任者（平成○年○月、日本証券業協会）

（※移行期間特例業務届出者が、コンプライアンス業務を国内外のグループ法人や弁護士等に外部委託する場合）

**４－２．コンプライアンス関連業務の外部委託**

（イ）委託先の商号、名称又は氏名

○○法律事務所（以下、「外部委託先事務所」）

（ロ）委託先の住所又は所在地

　　　　東京都千代田区霞が関3－2－1　○○ビル　○○号室

（ハ）委託先が行っている業務の概要

当該外部委託先事務所は、第一種・第二種金融商品取引業、投資運用業、投資助言・代理業等の事業者向けに、金融商品取引法をはじめとする複雑な法体系から派生する様々な法的リスクや関連法令の改正動向等を踏まえたきめ細かいコンプライアンス・サービスを提供しており、金融商品取引法及び関係諸法令に関する豊富な知識・経験を有している。

（ニ）業務委託契約の内容

* 法令等遵守の観点から当社の業務実態の把握及び検証を行うこと（コンプライアンス監査（年に〇回）を含む）
* 金融商品取引法上必要となる社内規程等の整備
* コンプライアンス研修（年に〇回）
* 法令改正等にかかる情報提供
* コンプライアンス上の問題点、顧客からの苦情や関連法令等への違反が疑われる行為等に関するアドバイスの提供等のサポート
* その他上記に付随関連する一切の業務

上記に加え、顧客に提供する新規資料の作成や、帳簿の作成・管理等の日常業務全般において、法令解釈や法律上必要な記載等について疑義が生じた場合には、当社の役職員から外部委託先事務所の担当弁護士にメール又は電話で連絡を取り、必要なチェックやアドバイスを受けることとする。

（ホ）委託者である移行期間特例業務届出者が行おうとする業務の状況に照らし、委託先のコンプライアンスに係る業務体制（担当者の知識及び経験を含む）

　　　　外部委託先事務所における担当者は下記の通り。

**弁護士　○○　○○○**

平成○年○月の弁護士登録以降、平成○年○月○日～○年○月○日の間、○○法律事務所において証券会社に係る金融商品取引法等の金融規制コンプライアンス案件、合併、バイアウト等の各種M&A案件並びに流動化、証券化等のファイナンス案件の組成、契約交渉及び法的助言に従事。平成○年○月○日～○年○月○日の間、〇〇証券のコンプライアンス部長を歴任。その後平成○年○月に当該外部委託先事務所を設立し、平成○年○月○日～○年○月○日の間、投資運用業者のコンプライアンス業務を〇件受託する等、多数の顧問先の顧問業務に従事しており、当社の外部委託先として、十分な知識及び経験を有するものと考える。

**５．資産の運用その他に関する内部検査等の社内管理体制**

■運用部門■

○○部は、執行担当者（□□部）が注文に基づき◯◯証券会社に発注した取引レポートを日々確認し、各ポートフォリオ・マネージャーの注文内容が過誤なく執行されているか、取引の内容が○○ガイドラインに抵触していないか等を確認する。

また、当社○○部は各ポートフォリオ・マネージャーの取引内容が、関係法令並びに当社○○規程に抵触しないかを管理する（○○規程第○条）。

問題があると認められる取引については、□□部の責任者である□□部長及び○○部において、当該過誤の解消に努めるとともに、○○部において過誤の記録を管理し、月次のリスク管理委員会で報告・検証する（○○規程第○条）。

■コンプライアンス部門■

当社親会社のコンプライアンス・プログラムに基づき、当社親会社のコンプライアンス部門が、グループ全体の役職員に対して、１年に○回、研修を行い、当社親会社のルールの周知徹底を図る。

また、コンプライアンス責任者は、法35条の３及び業府令70条の２の規定に基づき、日本支店の役職員に対して、年に○回、研修を行い、当社親会社のルールの中で、金商法の遵守事項を主とした周知徹底を図る（○○規程第○条）。

研修内容は、法改正を含む金商法及び社内規程その他関係法令、最近の行政処分事例等について、社内規則の遵守のためその時々の状況に応じて網羅する。

■内部監査部門■

内部監査責任者は、内部監査規程に基づき、内部監査担当部門の長が内部監査責任者に指定されており、年に〇回内部監査を行う（○○規程第○条）。

当社は当社親会社グループの内部監査基準に基づき、内部監査を実施する（○○規程第○条）。

内部監査担当部門の長は、事業年度開始後３月以内に、当社の全役職員の業務を対象として、当社親会社基準、中でも金商法の遵守の観点から、内部監査計画を立案し、当社取締役会は当該内部監査計画を承認する（○○規程第○条）。

内部監査計画に基づき、内部監査担当部門の長が、当該内部監査を行い（○○規程第○条）、内部監査実施後、内部監査担当部門の長は、○○までに、内部監査結果報告書を作成し、当社取締役会に報告する（○○規程第○条）。

**６．法人関係情報の管理体制**

（イ）管理責任者が社内規則等において定められており、当該者の記載があること。

　当社の法人関係情報管理責任者はコンプライアンス部長とする（○○規程第○条）。

（ロ）管理体制が社内規則等において定められており、当該規則が十分に機能する体制となっていること。

当社の役職員は、その業務に関して法人関係情報及びそれに該当するおそれのある情報を取得したときは、直ちに法人関係情報管理責任者に報告する（○○規程第○条）。

法人関係情報管理責任者は、役職員から法人関係情報の取得に係る報告を受けた後、速やかに当該役職員に対し、当該法人関係情報の管理等について適切な指示を与える（○○規程第○条）。

具体的には、法人関係情報管理責任者は、当該重要非公開情報が法人関係情報に該当すると判断した場合、取引禁止銘柄に該当するものとして、システム上取引を行うことを禁止する（○○規程第○条）。なお、役職員の個人取引を行うことを一切禁止している（○○規程第○条）。

また、当社○○部は、原則として年に１回、法人関係情報の利用状況の適正な把握・検証を行い、問題があった場合には、情報管理方法の見直しを行う（○○規程第○条）。

役職員による個人取引については、当社規程（○○規程第○条）にあるとおり、一切行わない。

（投資信託委託業を行う場合）

**７．投資信託財産の運用を行う場合にあっては、投資信託財産の計算の事務を行う者の当該事務に関する知識及び経験**

（イ）投資信託財産の計算の事務を行う者について、各人ごとに当該事務に関する知識及び経験が記載されていること。

**○○投資信託委託株式会社　運用部　　○○　○○○**

平成○年○月、○○㈱（登録番号：○○財務局長(金商)第○○号）に入社。平成○年○月～○年○月の間、投資信託部に所属し、投資信託商品の開発等に携わる。

その後○○㈱（登録番号：○○財務局長(金商)第○○号）に転籍し、平成○年○月～○年○月の間、計理部に配属（うち、平成○年○月～○年○月の間、計理部長）。

同人は、〇〇の理由から、投信計理事務に関する経験及び知識を有している。

（ロ）投資信託財産の計算事務を第三者に委託して行う場合にあっては、当該第三者の当該事務に関する知識及び経験が記載されていること。

**○○投資信託委託株式会社**（以下、「第三者」）

上記第三者については、○年を超える投資信託の設定・運用業務の実績がある。令和○年○月末において運用する投資信託は○○本、運用資産残高は約○○兆円を有している。

投資信託財産の計算事務の委託先として同社は、長年にわたる経験と実績に加え、①現時点で投信計理を内製している数少ない投資運用業者の一つであり、そのうえ②投資運用業者であるため、法令・諸規則の改正等の際に同じ運用会社として迅速かつ適切な対応が期待できると考えられることから、高い水準の業務委託サービスが期待できると判断した。

（以上）